

三商レポート

第七十六話 「年中夢求」

相続フラザ 花小金井 (株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 TEL 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

相続アドバイザーとして、円満な相続の実現を支援している。弁護士ではないので、相続紛争や裁判沙汰にはかかわらない。税理士ではないので、相続税の計算や申告などは行なわない。相続全般の相談窓口としていろいろな相談を受ける。相続前であれば、希望や困りごとを整理し、悩みには耳を傾け対策を考える。相続開始後であれば、相続手続きのため相続人の話をしっかり聴く。依頼者の了解が得られれば、他の相続人にもお会いする。そして、私が相続のお手伝いにかかわってよいか確認する。全員の確認が得られたら、一人ひとりから経緯や気持ちを聴かせていただく。時間はかかる。根気もいる。そして、円満な話合いがつけば、必要に応じて税理士さんや司法書士さんの協力を得て、相続手続き全体のコーディネートを進めていく。

今年の1月に相談を受けた。「昨年11月に父が亡くなりました。公正証書の遺言があります。弁護士さんが作成にかかわり、その弁護士さんが遺言執行人になっています。父名義のビルの土地とフロアの多くを私が相続することになっています。相続手続きとビルの管理の仕方を教えてください。」と長女からの相談。相続人は、妻(母親)と長男・長女の3人。

母は「こんなひどい遺言は認めません。このビルは私が苦勞して取得し守ってきました。財産が欲しいのではない。遺言通りにしたら2人の子供の仲が悪くなってしまいます。娘とは相続の話は直接したくありません。」

長男は「おやじの遺言がある以上、私は何も言えません。でも、私のこのみじめな気持ちが分かりますか！」

長女は「父の思いを受け継ぎ、遺言通りの主張をしてもいいと思います。」

弁護士にも会う。「よくできた遺言です。お母さんが不満なら裁判を起こしてもかまいませんよ。それに、あなたは報酬をとれませんからね。」

「間に入ってください」と3人から依頼を受けた。一人ひとりから何度となくお話を聴かせていただく。特に気持ちを聴く。それぞれ一生懸命に頑張ってきたことが伝わってくる。素晴らしい人たち。相続をきっかけにこの家族をバラバラにしてはいけぬ。裁判など絶対にさせてはいけぬ。しかし、私が一人ひとりの思いや気持ちを聴いても他の家族に伝わらない。「家族全員で集まりませんか。そして気持ちを直接伝えてみま

せんか」と提案。「それもいいですね」と母親。「それも必要ですね。でも、言ってはいけないことを言ってしまうとそう心配です」と長女。長男の了解も得られた。

相続人が全員集まっての話し合いの機会ができた。すぐに本音がぶつかり合った。家族関係が音をたてて崩れ始める場面に立ち会っていた。既に9月になり、申告期限の「10ヶ月」が迫っていた。長女は「税金のことより、納得できるかです」と譲らない。

ところが、激しく気持ちが揺れ動きながらも長女が自ら譲歩を始めた。それでも合意には至らない。申告期限の1週間前、これまでの話し合いの内容を整理し、初めて私から分け方の提案を長女にした。長女はこれを受け入れてくれた。長女の大幅な譲歩に母と長男も驚き、共に同意してくれた。じっくり話を聴くことで家族が答えを見つけた。結局、家族全員が協力してビルを守っていくことになった。

「彼岸の入り」の日、再び全員が集まった。税理士さんも同席し、分割協議書と相続税の申告書に全員が捺印をした。そして、申告期限の最終日に申告と納税を無事に終えることができた。

長女に「よくここまで譲歩しましたね。譲った人は必ず幸せになりますよ。幸せになってくださいね。」と言った私が涙。またしても、見えない力に助けられた。ご家族から「ありがとうございました」と言っていただけだ。これから司法書士さんの協力を得て、相続登記へと進むことになる。

相続の現場で、相続アドバイザーのこうした役割があってもいいのではないかと思う。むしろ、こういう仕事が必要だと感じている。相続アドバイザーが社会で認められ必要とされ新たな職業になることを夢見ている。

依頼者から求められれば、いつでもどこでも話を聴き、お役に立てるようコーディネートする。土日もない。夢に向かって「年中夢求」が続く。

* 相続アドバイザーは、国家資格ではありません。NPO 法人相続アドバイザー協議会（芳賀則人理事長）が、「相続アドバイザー養成講座」（全 20 講座）の受講修了者を「相続アドバイザー」として認定しています。

（2010年10月1日）

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～

第7回 相続プラザ 相続講演会

「老後をハッピーに！」～暮らしと住まいと相続と～

平成22年10月22日（金）午後2時～4時30分 ルネこだいら